

第12回 障がい者就労セミナー

障がい者の雇用推進について

大分県商工観光労働部雇用労働室
雇用推進班 藤原 淳司

令和6年度以降の法定雇用率等について

- ① 令和6年4月、令和8年7月と、障がい者の法定雇用率は段階的に引上げ
これと重ならないよう、令和7年4月には、業種別の除外率も引下げ
- ② 他方で、令和6年4月から、週10時間以上20時間未満の短時間労働者も雇用率に算定可能に

① 障がい者の法定雇用率引上げ

事業主区分	法定雇用率		
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

・障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲も、従業員43.5人（令和5年度）以上から、40.0人以上（令和6年4月）、37.5人以上（令和8年7月）と、段階的に変わる

・産業別の除外率も、これと重ならないよう、令和7年4月には、一律10%引下げ

② 短時間労働者の雇用率算定

週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障がい者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障がい者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障がい者		当分の間	
	1	1	0.5

・令和6年4月からは、週10時間以上20時間未満の短時間労働者について、雇用率に算定
・精神障がい者は一律、身体・知的障がい者は重度に限り0.5で算定

【企業の雇用動向】

- ・慢性的な人材不足になっている業種も多い
例えば、情報サービス、メンテナンス・警備・検査、建設、金融、運輸・倉庫、旅館・ホテル等
(帝国データバンク令和6年10月調べ)
- ・障がい者の法定雇用率引上げ等には、一定の関心
- ・他方で、特に精神障がい者には、待遇等対人関係や車両の運転など、就労が困難と思われる局面も少なくない

【週10時間以上20時間未満の短時間雇用について】

- ・現行では、通常の労働者の半分に満たない時間
- ・他方で、近年雇用が増加している精神障がい者において、短時間雇用の希望及び実績が増加傾向にあることを考慮
- ・雇用率算定に当たっては、分母には加算せず、分子にだけ加算
- ・ただし、短時間雇用固定化への懸念から、職業的自立を進めるため週20時間以上の雇用が望ましいとしている
※ 将来的に、更に長時間の雇用に移行するための呼び水としての活用を期待

(参考)本県で企業に委託して実施している最長3ヶ月の実践的な職業訓練では、原則月当たり60時間が下限(精神障がい者等への弾力化は可能)

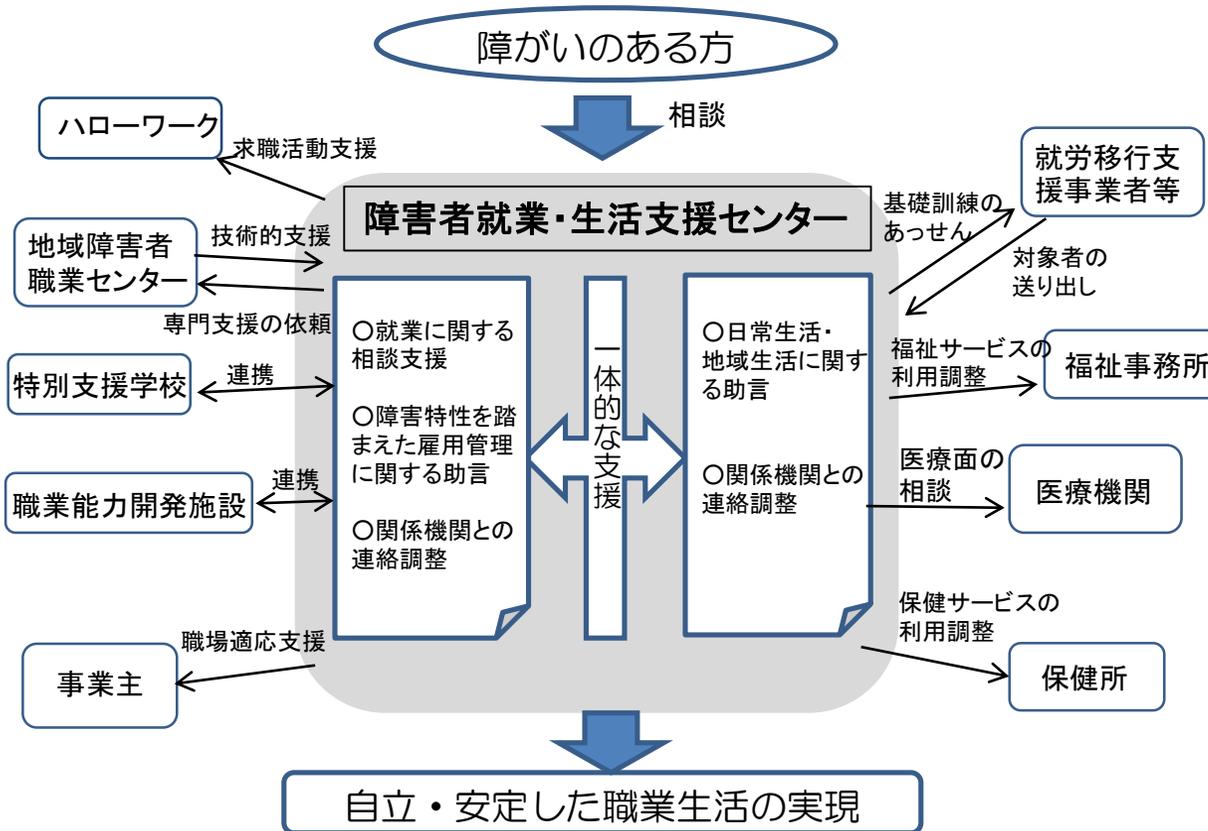
障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センターの設置を推進」

全国 337センター(R6年4月現在) 大分県 6センター

障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づいて県知事が指定した法人。
障がいのある方に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がいのある方の職業生活における自立を図ることを目的としている。

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。

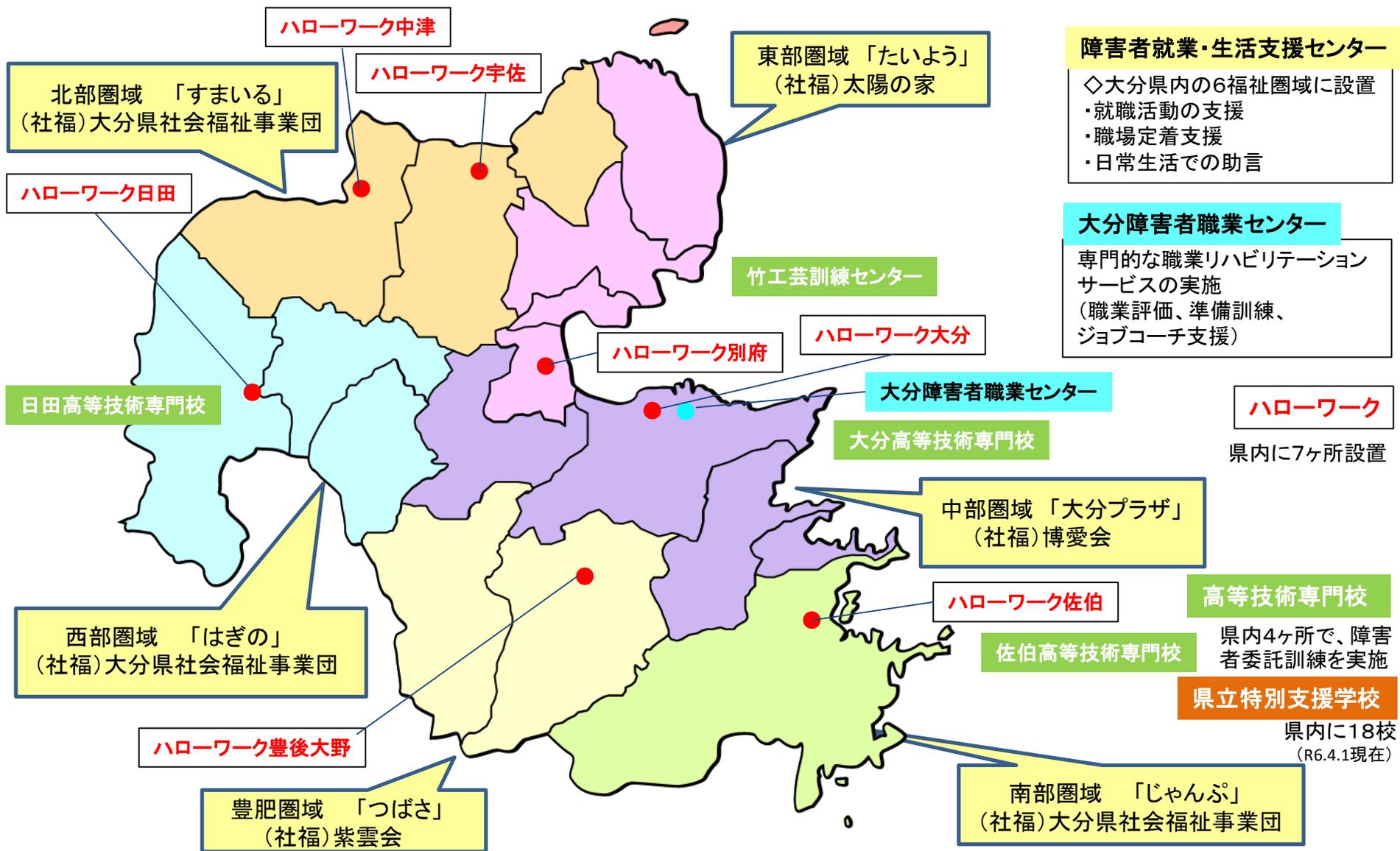
〈就業面での支援〉

- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあつせん)
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障がいのある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

〈生活面での支援〉

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

大分県内の就労支援機関



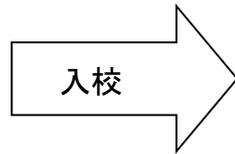
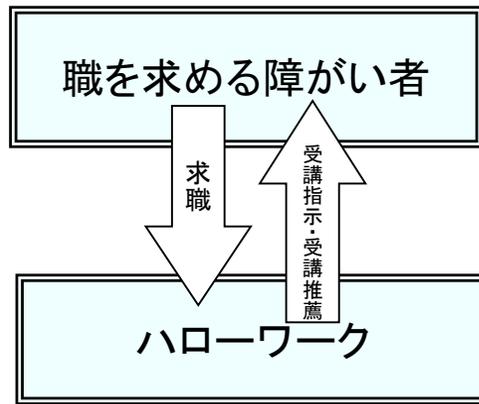
※ほかにも就労移行・就労継続支援事業所、病院、保健所、市町村役場の就労支援機関がある。

令和6年度 障がい者雇用推進対策

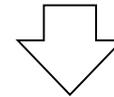
商工観光労働部雇用労働室

<p>障がい者雇用率 日本一に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就職促進連携会議（3部連携会議） 福祉保健部・教育庁・大分労働局と連携して障がい者雇用率の向上に向けた取組を行う。 大分県障がい者雇用推進チーム会議（県庁3部局＋大分労働局） 重点企業における障がい者雇用の促進と職場定着の推進の取組を戦略的に進展させる。
<p>障がい者職業能力 開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立職業能力開発校が民間企業等に委託して障がい者の職業訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①介護チャレンジ科 ②パソコンチャレンジ科 ③パソコン・webチャレンジ科 ④プログラミングチャレンジ科 ⑤早期就労訓練科 ⑥就労訓練科 <p>→各校の障がい者職業訓練コーディネーター・コーチが担当</p> 精神障がい者向け「就労訓練科」の訓練設定支援 委託先の就労支援機関（障害者就業・生活センターたいよう）のメンタルアドバイザー（精神保健福祉士等）が精神障がい者の特性、訓練ニーズ等を踏まえた訓練設定や助言、定着支援を実施。
<p>障がい者雇用 総合推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇入れ体験（職場実習） 各障がい者就業・生活支援センターで短期（最長10日）の雇入れ体験を実施（150事業所）。（訓練先事業所への謝金3千円/日） 企業向けセミナー（企業側の理解促進を目的に大分労働局や障がい者・就業生活支援センター等と共催） 障がい者テレワーク導入事業（県としての特枠事業は5年度限りで終了） 障害特性に応じた雇用のあり方の1つとして、ビジネススキルのある障がい者のテレワークによる働き方を推進。 →国の施策が充実し、企業向けオンライン相談（最大5回無料）窓口等が利用できることから、国の施策を案内
<p>その他事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手話相談員の配置（聴覚障がい者の雇用に関する相談等の支援を実施・・・ハローワーク大分に配置） 障害者就職面接会（大分労働局、ハローワークと共催） 企業と特別支援学校の連携による職場研究（4校） 障がい者雇用優良事業所等表彰 訓練手当（基本手当・通所手当・寄宿手当） 他の給付金をもらっていない求職者が安心して訓練を受講することが可能。

大分県の障がい者委託訓練の概要



- 県立職業能力開発校
- ・大分高等技術専門校(大分、由布、豊後大野、竹田管内)
 - ・佐伯校等技術専門校(佐伯、臼杵、津久見管内)
 - ・日田高等技術専門校(日田、中津、九重、玖珠管内)
 - ・竹工芸訓練センター(別府、杵築、国東、姫島、日出、豊後高田、宇佐管内)



企業や民間教育訓練機関に訓練を委託

委託訓練の実施状況

校名	科目	①受講者			②就職者	
		R4	R5	R6 (定員)	R4	R5
大分校	集合(介護)	7	-	7	3	-
	集合(PC系)	18	15	30	6	7
	早期訓練	6	3	12	6	3
	就労訓練	12	11	18	10	7
佐伯校	早期訓練	2	1	3	2	1
	就労訓練	8	2	8	7	1
日田校	早期訓練	2	-	3	2	-
	就労訓練	11	9	8	7	6
竹工芸	早期訓練	1	-	3	1	-
	就労訓練	8	4	8	7	4
計		75	45	100	51	29
就職率				75.0%	65.9%	

委託訓練(令和6年度)予定

①集合訓練

○介護チャレンジ科(3か月) 対象:身体・知的・精神
施設内での基礎実習3か月(企業での現場実習1か月未満含む)
(介護職員初任者研修の内容を予定)
定員:7名 大分校の障がい者訓練コーディネーター・コーチによる支援

○パソコンコース (3か月) 対象:身体・精神

・パソコン基礎技能習得
・パソコンHP技能習得
・プログラミング技能習得
定員:30名(各コース10名)
大分校の障がい者訓練コーディネーター・コーチによる支援

②早期就労訓練科(1~3か月) 対象:特別支援学校の生徒

企業で訓練実施
定員:大分校12名、佐伯校3名、日田校3名、竹工芸3名
合計定員:21名
各校の障がい者訓練コーディネーターによる支援

③就労訓練科(標準3か月) 対象:身体、知的、精神

障がい者と企業を個別にマッチングし、企業で訓練実施
定員:大分校18名、佐伯校8名、日田校8名、竹工芸8名
合計定員:42名
各校の障がい者訓練コーディネーターによる支援

障がい者のための委託訓練とは…

- ◆ 企業を訓練委託先とし、企業の現場の中での業務に沿った作業実習を通じ、実際の就労に近い形で、**実践的な職業能力を習得する訓練**です。
- ◆ 訓練生を受け入れた事業主には、**訓練生1人当たり月額66,000円を上限として(事業主が中小企業者の場合99,000円)の委託料が支払われます。**
- ◆ 訓練期間は1か月～3か月で、
訓練時間は1か月当たり100時間です。(最低60時間)
- ◆ 訓練中、訓練生に対し**賃金の支払いは必要ありません。**
- ◆ 訓練中の**労災保険料は大分県が負担します。**
- ◆ 訓練ですので、雇用義務はありません。**訓練実施後、訓練生を雇用することも可能です。**

お問合せ先

- 大分高等技術専門学校 TEL:097-542-3411
- 佐伯高等技術専門学校 TEL:0972-22-0767
- 日田高等技術専門学校 TEL:0973-22-0789
- 竹工芸訓練センター TEL:0977-23-3609
- 管轄のハローワーク(公共職業安定所)

雇入れ体験事業（職場実習）

県が障害者就業・生活支援センター（県内6カ所）に委託して実施
 障害者就業・生活支援センターが実習のマッチング、実習中の支援、就職後の定着支援を行う



【問合せ先】

東部	障害者就業・生活支援センター	たいよう	電話0977-66-0080
中部	障害者就業・生活支援センター	大分プラザ	電話097-574-8668
南部	障害者就業・生活支援センター	じゃんぷ	電話0972-28-5570

豊肥	障害者就業・生活支援センター	つばさ	電話0974-22-0313
西部	障害者就業・生活支援センター	はぎの	電話0973-24-2451
北部	障害者就業・生活支援センター	サポートネットすまいる	電話0978-32-1154

全国の採用担当者様対象

障害者テレワーク雇用の相談窓口

即採用、即活躍。

障害者テレワーク雇いで企業の採用課題解決へ。

人材確保や生産性向上に悩む企業の皆様、障害者テレワーク雇用を検討していませんか？多様な人材を柔軟な働き方で雇用し、活躍いただくための支援体制の構築を行います。

テレワークの導入イメージがもてる！

課題を整理できる！

安心の伴走体制！



採用から定着まで一貫サポート

1社あたり最大5回

無料でオーダーメイドサポートを実施中！

障害者のテレワーク雇用を検討・導入している企業を対象に、個別具体的な各課題の解決に向けたサポートを全5回*、無料で実施いたします。丁寧なヒアリングをもとに、「そもそも貴社の課題をテレワークで解消できるか？」からご提案させていただきます。

*サポートを受けて障害者のテレワーク雇用を導入した場合、追加で最大2回の支援を実施いたします。



お申し込み・お問い合わせ先

<https://twp.mhlw.go.jp/>

03-4213-7222

support@twp.mhlw.go.jp

株式会社D&I 障害者テレワーク雇用推進室 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-3竹橋3-3ビル5F

受付時間 平日9:00～18:00(年末年始を除く)

本受付時間内であれば、毎日中にスタッフからご連絡いたします

お悩み解決例

経験豊富なアドバイザーが企業様の不安を解消します。

初めての企業様も追加雇用の企業様も気軽にご相談ください



産業カウンセラー等の有資格者や200社以上の雇用支援者が徹底サポート

お悩み解決例1



多様な人材を採用しやすいため、テレワークでの採用を考えているが、どのような業務をお任せするべきか検討がつかない。

業種:教育事業 | 従業員数:1,000名以上

実施内容

障害者が従事できる業務の拡大や洗い出しを行い、各工程の分析や優先順位付けをサポート。テレワークでの採用に向け、採用チャネル選定や求人票の記載内容までアドバイスを行いました。

お悩み解決例2



テレワークでの求人を用意しているも、選考方法に不安がある。見極めにあたって必要な質問項目、ポイントを知りたい。

業種:建設業 | 従業員数:600名以上

実施内容

通勤型の求人と共通の見極めポイントや質問例に加え、テレワークでの採用において確認すべき特有の項目や魅力付けの方針等をお伝えしました。

お悩み解決例3



テレワーク採用が決定したが、配属部門に伝えるべき情報や合理的配慮の線引きなど細かい部分について教えて欲しい。

業種:サービス業 | 従業員数:100名以上

実施内容

実際の受け入れ失敗事例をもとに押さえるべきポイントを概説。また、配属部門メンバーが確認できるよう、合理的配慮の線引きについての資料を配付しました。

業務構築から採用、定着・活躍支援まで一貫してサポートします！



お申し込み・お問い合わせ先

<https://twp.mhlw.go.jp/>

03-4213-7222

support@twp.mhlw.go.jp

受付時間:平日9:00～18:00(年末年始を除く)

本受付時間内であれば当日中にスタッフからご連絡いたします

詳しい情報は特設ページへ

株式会社D&I
障害者テレワーク
雇用推進室

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町3-3
竹橋3-3ビル5F

ご清聴ありがとうございました。今後も関係の者にお気軽にお声がけください。